

ネーミングライツ事業募集要項 (ガイドライン)

令和8年（2026年）1月

熊本大学施設部

目 次

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨
2. 公募対象施設
3. 事業募集の方法
4. ネーミングライツ事業選定委員会
5. 応募資格
6. 愛称付与の条件
7. 審査項目及び審査ポイント
8. 契約の締結・更新
9. ネーミングライツ料
10. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担
11. ネーミングライツパートナーの特典
12. デザインガイド
13. 契約の解除
14. リスク負担
15. その他留意事項
16. ネーミングライツ事業実施の流れ

1. ネーミングライツ事業の目的及び趣旨

ネーミングライツ事業の契約により、本学の施設等に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）及び本学の施設等を利用し法人等の活動を宣伝する権利について、本学が命名権を付与した法人等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）から得た対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を活用し、本学の教育研究環境の向上を図るもので

本ガイドラインは、本事業の趣旨に賛同いただける法人等（法人、法人以外の団体又は個人事業主をいう。以下、「法人等」という。）の募集に際し、事業実施に向けた基本的な考え方や方向性を示したもので

本学との契約により、ネーミングライツパートナーには、命名権を付与します。本学は、本学が発行する広報誌等にて、愛称を積極的に使用することとし、ネーミングライツパートナーは、学内外での認知度を高めることが期待できます。

本学はネーミングライツの対象となった施設等の美観の維持に努めることとします。また、ネーミングライツパートナーから得るネーミングライツ料を施設等の維持管理・修繕又は大学運営等に有効活用することで、教育研究環境の向上を図ることができます。

【ネーミングライツパートナー】

ネーミングライツパートナーは本学との契約により本学の施設等に愛称を設定できます。また、本学施設及び構内に愛称のサイン、案内看板等（以下「サイン等」という。）を設置できます。

【ネーミングライツの種類について】

本学のネーミングライツ事業には、次の2種類があります。

・「施設指定型」

法人等に、本学が指定した施設等（講義室その他の室、スペース等を除く。）の命名権を与えるもの

・「スペース指定型」

法人等に、本学が指定した講義室その他の室、スペース等の命名権を与えるもの
※下記については、原則、可能とします。ただし、ネーミングライツ事業選定委員会（以下「選定委員会」）にておいて不適当と判断された場合は不可とします。

- ① 既に「施設指定型」が実施されている建物内において、新規で「スペース指定型」を実施すること
- ② 既に「スペース指定型」が実施されている建物において、新規で「施設指定型」または「スペース指定型」を実施すること

2. 公募対象施設

1) 「施設指定型」

対象施設は、福利施設、体育館、図書館、講義棟、実験・演習関連施設及び課外活動施設など、全体が広く共同利用される建物とし、教育研究施設(講義棟、実験・演習関連施設及び学長が認める施設を除く)、病院(診療施設)、附属学校、管理施設、歴史的建造物、記念館等(寄附建物※)、倉庫、便所、職員宿舎などは、原則、対象外とします。
※寄附者の許可を得たものは除く

2) 「スペース指定型」

対象スペースは、福利厚生スペース、体育活動スペース、図書関係スペース、課外活動スペース、セミナー室、演習室、講義室、実験関連諸室、会議室、談話室、ラウンジ・ロビー、交流スペースなど、広く共同利用されるスペースとし、部局長室、応接室、教員室、研究室、歴史的建造物、記念館等(寄附建物※)、病院(病室、診察室、処置室、医療行為を行う室等)、附属学校、管理関係諸室、倉庫、便所、設備室など、教育研究スペース(講義室、実験・演習関連諸室及び学長が認める諸室を除く)や管理施設などは、原則、対象外とします。
※寄附者の許可を得たものは除く

3) 公募対象施設について

公募対象施設(例)については、本学ホームページの公募対象施設一覧をご参照ください。

3. 事業募集の方法

ネーミングライツ事業の実施に当たっては、原則として公募によるものとします。

・事業の流れ

- ① 公募対象施設を学外に公表(HP等)
- ② 企業等からの応募(別紙1)
- ③ 学長よりネーミングライツ事業の応募について部局等へ通知(様式1)
- ④ 部局等よりネーミングライツ事業実施について学長へ申請(様式2)
- ⑤ 選定委員会においてネーミングライツパートナー(候補者)を選定し学長へ報告
- ⑥ 学長がネーミングライツパートナーを決定(別紙3・様式3)
- ⑦ 契約締結
- ⑧ サイン等の設置
- ⑨ 愛称の使用開始(事業開始)

4. ネーミングライツ事業選定委員会

ネーミングライツ事業に係る審議を行うため、選定委員会を置き、ネーミングライツ事業に係る審議を行います。

1) 審議内容

- ① ネーミングライツパートナーの選定に関すること
- ② その他ネーミングライツ事業の実施に関し必要な事項

2) 選定委員会（施設指定型）は、次に掲げる委員で組織します。

- ① 総務・財務・施設担当の理事 ※委員長
- ② 管理部局等の長
- ③ キャンパス整備戦略室長
- ④ 総務部長、財務部長及び施設部長
- ⑤ その他委員長が必要と認めた者

3) 選定委員会（スペース指定型）は、次に掲げる委員で組織します。

- ① 施設部長 ※委員長
- ② 管理部局等の教職員のうちから委員長が指名する者 1人
- ③ キャンパス整備戦略室の教員のうちから委員長が指名する者 1人
- ④ 総務部総務課長、財務部財務課長及び施設部施設企画課長
- ⑤ その他委員長が必要と認めた者

4) 選定委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開催することができません。

5) 選定委員会の議事は、出席者の過半数をもって決定します。可否同数のときは委員長が決定します。

6) 委員長は、選定委員会を主宰します。

5. 応募資格

ネーミングライツパートナーは本学とネーミングライツ実施契約を希望する事業者等です。ただし、次のいずれかに該当するものは、応募することができません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）
第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの
- ② 行政機関から行政指導受け、改善がなされていないもの
- ③ 社会問題を起こしているもの
- ④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- ⑤貸金業法（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条第 1 項に規定する貸金業を営む者（銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）第 2 条第 1 項に規定するものを除く。）
- ⑥賭け事に関する業種に属する事業を行うもの
- ⑦政治団体
- ⑧宗教団体
- ⑨会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩国税、地方税（県税・市税等）等を滞納しているもの
- ⑪その他ネーミングライツ事業に応募するパートナー等として適当でないと学長が認めるもの

6. 愛称付与の条件

愛称は施設等の運営に支障を及ぼさないものとし、本学の規則等で定める施設等の名称の改正は行わないものとします。

ネーミングライツ付与期間内は、愛称を変更することはできません。ただし、学長が特に必要と認めるときは、愛称の変更を求める場合があります。

愛称は、学内外における呼称として、大学運営に支障のない範囲で幅広く使用するなど普及に努めます。ただし、愛称であることを踏まえ、本学規則等においては、対象施設等の愛称は使用しないものとします。

また、次のいずれかに該当するものは設定することができません。

- ①法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ②公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
- ⑤社会問題についての主義主張のあるもの
- ⑥公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
- ⑦求縁又は男女の交際、通信等に関するもの
- ⑧本学の信用又は品位を害するおそれがあるもの
- ⑨詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
- ⑩青少年の健全な育成を阻害するもの又はそのおそれがあるもの
- ⑪たばこの広告や喫煙を促すもの
- ⑫良好な景観の形成又は風致の維持等を害するおそれのあるもの
- ⑬集団的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの

- ⑯その他愛称として適当でないと本学が認めるもの

7. 審査項目及び審査ポイント

次の審査項目をもとに、本学が設置する選定委員会において、応募資格、愛称、応募の趣旨、ネーミングライツ料等を基に総合的に判断します。また、応募者の多寡に関わらず採用とならない場合もあります。

◆審査項目

項目	要件、基準等	判断等
応募の趣旨	・事業の趣旨に沿っているか	適・否
愛称	・学生、教職員に受け入れられるか ・愛称・デザイン等は対象施設等にふさわしいものであるか ・サイン等の設定条件を満たしているか (12. デザインガイド 参照) など	適・否
ネーミング ライツ料	・基準価格（非公表）の水準に達しているか ・財政的な観点から高額であるほど高評価とする	適・否
		金額
判定	・ネーミングライツパートナーとして適切か (応募が複数ある場合は、順位を付するものとする)	適・否
		順位

ネーミングライツ事業申込書の「愛称案」は、契約時に別途協議させていただく場合があります。

※提出書類（別途追加の資料等のご提出をお願いする場合があります。）

応募者は次に掲げる書類を提出してください。法人以外の団体又は個人事業主にあつては、①・②及び③～⑧のうち該当する書類を提出してください。

- ① ネーミングライツ事業申込書（別紙1）
- ② デザイン・寸法及び配置がわかる書類等（施工方法及び材質等についても記載してください）
- ③ 経営基盤の安定性確認表（別紙2）
- ④ 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- ⑤ 定款、寄附行為その他これらに類する書類
- ⑥ 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- ⑦ 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- ⑧ 国税、地方税（県税・市税等）等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）（発行1ヶ月以内のもの）
- ⑨ その他必要とする書類

※ネーミングライツ事業選定委員会では、主に①及び②を審議します。

8. 契約の締結・更新

ネーミングライツパートナーは、選定委員会において審議のうえ、学長が決定します。本学は、命名権等の決定を通知したパートナー等とネーミングライツ（命名権）の契約を締結します。契約期間は原則3年以上5年以下とし、個別の契約ごとに定めます。なお、ネーミングライツパートナーは当該施設等の契約更新を希望する場合は、優先的に交渉をすることができますが、更新後の契約内容については協議を行うものとします。契約期間が満了する日の4ヶ月前までに「7. 審査項目及び審査ポイント」に記載している提出書類を提出してください。契約更新後の期間は、原則3年以上5年以下とし、契約更新の回数に制限は設けません。

9. ネーミングライツ料

ネーミングライツパートナーは、原則、本学出納命令役が年度ごとに発する請求書により、指定期日までに本学にネーミングライツ料を納入するものとします。なお、事業が年度途中から開始する場合は、原則として、月割りとします。

10. 愛称の表示、使用等に伴う費用負担

- ① サイン等の設置、変更及び維持管理にかかる経費（通信費や光熱水料等を含む）、命名権の付与期間終了後の原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします（ネーミングライツ料とは別に負担願います）。
- ② 愛称の使用開始日において、サイン等の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ 契約締結後に作成する本学広報誌及び公式ウェブサイト等への掲載は、本学の負担により行います。

11. ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーには次の特典があります。なお、特典等の権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

- ① ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツ事業に係る施設等にサイン及びマガジンラック等を設置できます。サイン等の内容（デザイン、大きさ）、設置場所及び設置方法等は本学と協議が必要です。
- ② 本学の公式ウェブサイト等において、ネーミングライツパートナーを紹介します。
- ③ ネーミングライツパートナーは、本学のネーミングライツパートナーであることを

PRすることができます。

- ④ その他、希望される付帯条件等があれば提案することができます。

12. デザインガイド

ネーミングライツ事業によるサイン等の設置については、本学の良好な景観の保護のため、次のように定めます。

① 共通

- ・背景や周辺環境に配慮した、建物と一体感のある形状、素材、色彩、規模とします。
- ・色彩は、周辺の環境や樹木等の色彩を乱さないものとします。
- ・安全性に配慮した意匠とし、脱落等がないよう、確実に固定等を行うこととします。
- ・サイン内容は、愛称等の表記や企業のシンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマーク（シンボルマーク＋ロゴタイプ）をメインとし、モデルを用いた写真等の使用は禁止します。また、キャラクター（企業や商品、サービスなどを人格化、象徴化したもの）の画像などの使用について、企業のシンボルマーク、ロゴタイプ及びロゴマーク以外の使用は協議とします。



② 屋外サイン等 ※

- ・屋上へのサイン設置は不可とします。
- ・対象施設等部分の外壁 1 面の面積に対して、サインの合計面積は 5 % 以内とします。なお、対象施設等部分の外壁 1 面の面積とは、対象として選定した居室等に接する外壁部分の面積とします。
- ・地の色（全体的な背景色）は、原則、以下の色（基準範囲色）を使用するものとします。ネーミングライツパートナーのコーポレートカラーが鮮やかな色彩である場合等で、基準範囲色以外を使用する場合は、企業ロゴや重要なポイントに限定するものとし、全体的に周辺の環境や樹木等の景観を乱さないものとします。

上記の基準内であっても、選定委員会にて総合的に検討した結果、好ましくないと判定された場合は協議によります。

■基準範囲色（マンセル表色系による）

色 相	明 度	彩 度
R・YR系	全 域	6 以下
Y系		4 以下
G・G・BG・B・PB・P・RP系		2 以下

※基準範囲色は、熊本市屋外広告物ガイドラインにおける禁止色（高彩色）以外の色とする。

- ・窓面・窓内のサインは、建物の低層部（2階程度）までの表示とします。
- ・歩行者、自転車・自動車運転者等の視界を妨げるため、立て看板、突出サイン等は禁止

とします。

- ・電照サイン等を設置する場合は、高輝度にならないようにし、まとまりのある美しい夜間景観になるよう配慮します。

③ 屋内（内壁・柱等）サイン等 ※

- ・対象施設等の内壁（対象施設を囲む壁面をいい、対象施設内部にある壁や柱などを除く）の見付面積（鉛直投影面積）の総面積に対して、サイン等の合計面積は3%以内とします（対象スペースと隣接スペースとの境界となる部分に壁・建具等がない場合は、境界となる部分に壁があると想定し総面積を算出する）。
- ・建物全体や他の空間と合わせた範囲がネーミングライツの範囲と認知されないようにすることとします。
- ・講義室内の前面壁へのサイン等の掲載は不可とします。また、試験等を行う講義室においては、掲示ができるサインは、法人名、法人名の商標、愛称等とします（試験等を行う際には、一次的にサイン等を隠すことがあります。）。
- ・教育研究環境を乱すようなデザインの掲示物等は避けるものとし、原則、部局長等の判断によるものとします。

④ マガジンラック等の設置

- ・対象施設等に1ヶ所のみマガジンラックの設置を可能とします。マガジンラックには、会社概要等パンフレットの設置が可能です。また、本学と協議の上、パンフレット等配布や管理のために、人員を配置できるものとします。ただし、ネーミングライツパートナーの直接的な営業活動（販売等）に係るものは不可とします。

⑤ その他

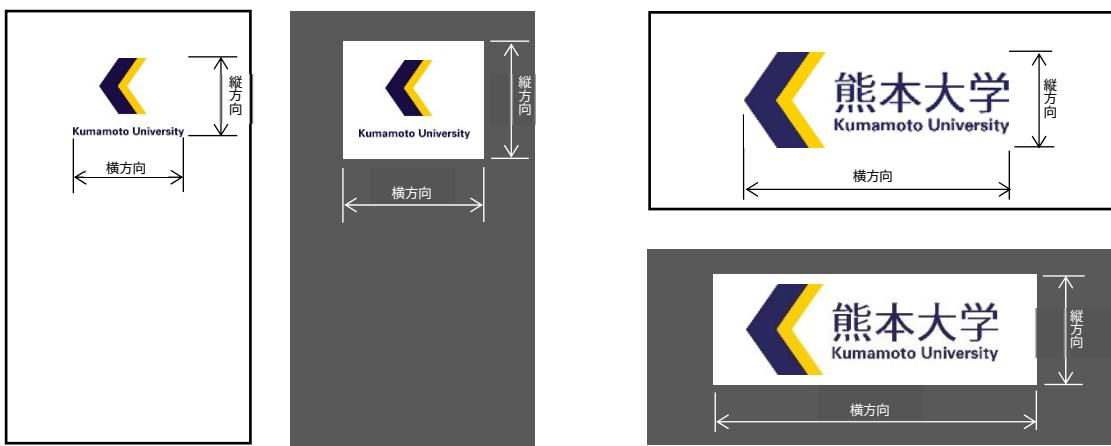
前述の範囲内であっても、選定委員会において、対象施設等の特性や学生及び教職員に受け入れられるか、施設にふさわしいものとなっているか、周辺環境と調和しているか等の観点から、不採用とすることがあります。

また、本ガイドラインに記載のない事項についても提案は可能とし、採否は選定委員会において判断します。

ネーミングライツ付与期間中でも、本学の基準に合致しないことが判明した場合は、本学はサイン等の変更を求めるすることができます。

※サイン等の外郭は、文字の背景が、サインを設置する建物等と同色または透明である場合は文字の最外部まで、サインの背景が、サインを設置する建物等と異なる場合はサイン等の色の境界までとし、矩形で囲った部分を面積とします。

※前述の面積計算は基準値であり、合理的な説明ができれば基準値を超えていても可能とします。



13. 契約の解除

1) 契約解除の要件

学長は、ネーミングライツパートナーが以下に該当するとき、ネーミングライツパートナーの決定を取消し、又は契約を解除することができます。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツパートナーの負担とし、既納のネーミングライツ料は、原則、返還しないものとします。

- ①指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。
- ②「5. 応募資格」に該当しなくなったとき。
- ③社会的又は経済的信用が著しく失墜する事由が発生したとき。
- ④ネーミングライツパートナーより契約解除の申し出があったとき。
- ⑤その他、学長が命名権の付与を取り消す必要があると認めるとき。

※本学の都合により契約を解除する場合は、ネーミングライツ料の返還について
ネーミングライツパートナーと協議するものとします。

2) 違約金等について

ネーミングライツパートナーは、ネーミングライツパートナーの都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となった場合には、学長に契約の解除を申し出ることができます。この場合において、ネーミングライツパートナーは、本学に違約金を支払うものとし、違約金の額は、本学とネーミングライツパートナーとが協議の上、決定します。

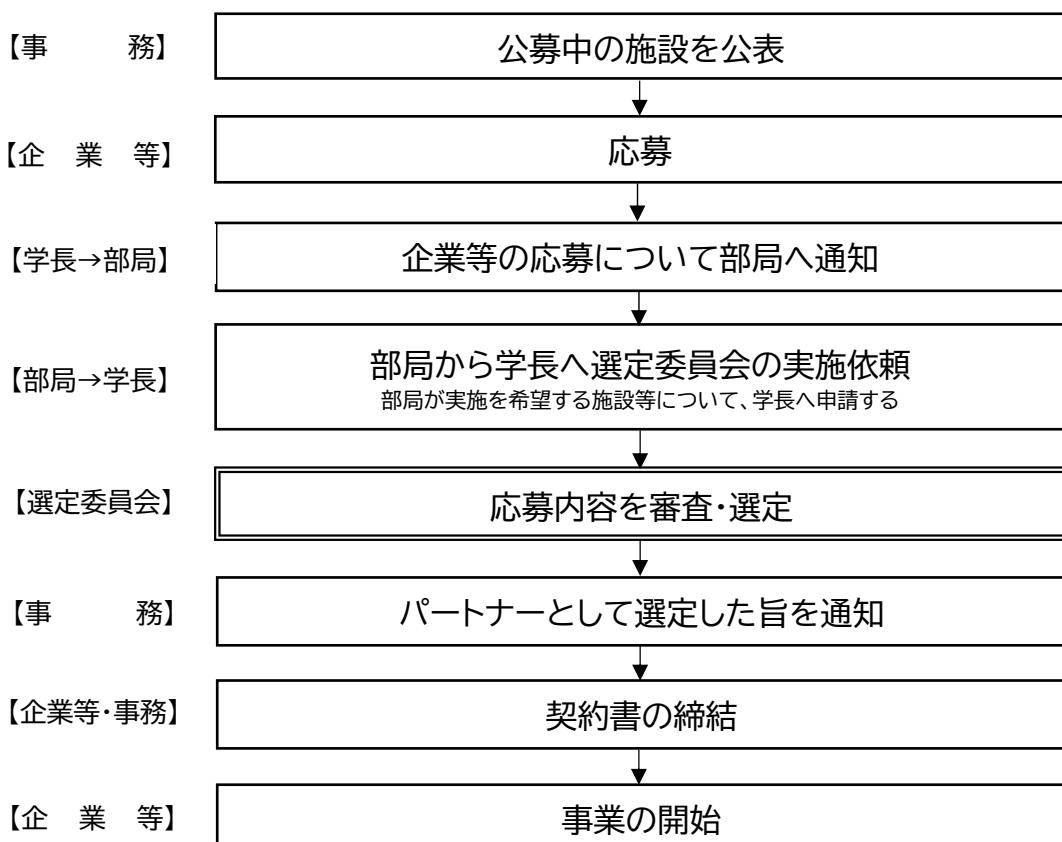
14. リスク負担

ネーミングライツパートナーは、設置したサイン等により第三者に損害が生じた場合や、愛称が第三者の商標権を侵害した場合、また、サイン等の汚損や破損など、設定した愛称に関する一切の責任及び負担は、ネーミングライツパートナーが負うこととします。

15. その他留意事項

- ①申込に要する経費等は、すべて事業者の負担とします。
- ②提出された書類は、返却しません。
- ③提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令規定又は検査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

16. ネーミングライツ事業実施の流れ



(別紙1)

令和 年 月 日

国立大学法人熊本大学長 殿

申込者

名 称 _____

代表者 _____

住 所 _____

ネーミングライツ事業申込書（新規・更新）

熊本大学におけるネーミングライツ事業に、関係書類を添えて以下のとおり応募します。なお、本ネーミングライツ事業募集要項（ガイドライン）「5. 応募資格」を満たすことを誓約いたします。

分 類	<input type="checkbox"/> 施設指定型 <input type="checkbox"/> スペース指定型	
応募の趣旨		
施設等名（室名等）及び 愛称の案	※サイン等のデザインは別途添付 ※サイン基準面積については、お問い合わせください	
	施設等名 (室名等)	
	日本語表記	
	読み仮名	
	英文表記	
	読み仮名	
	サイン基準面積	m ²
サイン申請面積	m ²	
愛称の理由		
命名権の付与等を希望する パートナー等の名称		
希望ネーミングライツ料	年額	円（税込）
	総額	円（●年間／税込）
事業期間	令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで
連絡先	担当者氏名	
	E-mail	

（関係書類）

- (1) デザイン・寸法及び配置がわかる書類等(施工方法及び材質等も記載してください)
- (2) 経営基盤の安定性確認表（別紙2）
- (3) 法人等の概要を記載した書類（会社概要など）
- (4) 定款、寄附行為その他これに類する書類
- (5) 法人の登記事項証明書（発行3ヶ月以内のもの）
- (6) 直近3事業年度分の決算報告書（貸借対照表及び損益計算書）
- (7) 国税、地方税（県税・市税等）等を滞納していないことを証する書類（納税証明書など）
(発行1ヶ月以内のもの)
- (8) その他必要とする書類

(別紙2)

ネーミングライツ 経営基盤の安定性確認表

申込者	株式会社○○○○
-----	----------

	第〇期	第〇期	第〇期
①流動資産			
②流動負債			
③固定資産			
④自己資本			
⑤固定負債			
⑥総資産			

※黄色のセルに、各事業年度の決算報告書の金額を転記してください。

流動比率 【①÷②×100】			
固定長期適合率 【③÷(④+⑤)×100】			
自己資本率 【④÷⑥×100】			

(別紙3)

令和　　年　　月　　日

殿

国立大学法人熊本大学長

命名権者採用通知書

令和●年●月●日付けで申込みのあったネーミングライツ事業について、命名権者に採用しますので、以下のとおり通知します。

分類	<input type="checkbox"/> 施設指定型	<input type="checkbox"/> スペース指定型
施設等名（室名、箇所等）		
命名権者に採用する事業者等		
※サイン等のデザインは別途添付		
愛称 等	日本語表記	
	読み仮名	
	英文表記	
	読み仮名	
命名権付与期間	令和●年●月●日から令和●年●月●日まで	
ネーミングライツ料	年額 ●, ●●●, ●●●円（税込） 総額 ●, ●●●, ●●●円（税込）（●年間）	
備考		

ネーミングライツ事業実施契約書（案）

国立大学法人熊本大学 契約責任者 施設部長 ●●●●（以下「甲」という。）と●●●●（以下「乙」という。）は、甲が所有する施設又はスペース（以下「施設等」という。）に対して法人等の名称、商標名等を冠した愛称を設定する権利（以下「命名権」という。）に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、命名権について、基本的な事項を定め、円滑な遂行を図ることを目的とする。

（命名権）

第2条 甲は、乙に対して、本契約に定めるところにより以下の対象施設等の命名権を付与する。

ネーミングライツの種類	対象施設等名
●●指定型	●●●●●

（命名権による本愛称）

第3条 前条の対象施設等に付与する愛称（以下「本愛称」という。）は、次のとおりとする。

対象施設等名	日本語表記	英文表記
●●●●●	●●●●●	●●●●●

2 甲は、甲の定める規則等、組織内部における文書の記載等において規定する施設等の名称を使用する場合を除き、前項の本愛称を使用し、本愛称の定着に努めるものとする。

3 本契約の有効期間内において、乙は、原則として本愛称を変更することができない。

（本契約の有効期間及び本愛称の使用期間）

第4条 本契約の有効期間は、令和●年●月●日から令和●年●月●日までとする。

2 本愛称の使用期間は前項の本契約の有効期間と同様とし、使用期間の終了の日までに、本契約が終了した場合は、本愛称の使用期間も終了する。

3 本契約終了後においても第16条の規定は同条第2項に定める期間、第12条、第14条、第15条、第18条の規定は対象事項がすべて消滅するまで有効に存続する。

（愛称のサイン、案内看板等の設置）

第5条 甲は、対象施設等及び甲の敷地に設置されている愛称のサイン、案内看板等（以下

「サイン等」という。)について、乙が本愛称を表示するものに変更することを了承する。

- 2 前項に定める場合のほか、乙は甲と協議のうえ、対象施設等に新たにサイン等を設置することができるものとする。
- 3 前二項に定めるサイン等の具体的なサイズ、色彩、設置箇所及び掲示方法等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 4 第1項及び第2項に定めるサイン等の設置及び設置後のサイン等の変更は乙が実施するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 5 第1項及び第2項に定めるサイン等の所有権は、甲に帰属するものとする。

(サイン等の管理)

第6条 サイン等の修繕、維持管理等に要する費用については、乙が負担するものとし、サイン等により第三者に損害が生じた場合の責任は、乙が負うものとする。

(その他の特典、付帯条件等)

第7条 甲は、甲乙協議のうえ、乙に対し、次の各号に掲げる特典を付与するものとする。

- (1) 甲は、甲の公式ウェブサイト等において、本愛称の普及と定着に努めるものとする。
- (2) 乙は、対象施設等に命名権が付与されていることを、乙の管理する媒体で表示することができる。
- (3) 前号の場合、甲は乙に対し、本愛称並びに対象施設等の動画及び静止画を使用することを認めるものとする。ただし、乙は対象施設等の動画又は静止画を使用する際には、事前に文書により甲の了解を得なければならない。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙が応募時に提案した条件については、甲が書面により許可した場合に限り、これを認める。

2 前項各号に定める特典等の権利は、第三者への譲渡又は転貸はできないものとする。

(ネーミングライツ料)

第8条 本契約に基づくネーミングライツ料は、年額●,●●●,●●●円（うち消費税及び地方消費税額●●●,●●●円）とする。

2 乙は、甲の出納命令役が発する請求書により、以下に定める各事業年度（当年4月1日から翌年3月31日までをいう）のネーミングライツ料を以下に定める納入期限日までに納付しなければならない。

事業年度	ネーミングライツ料	納入期限日
令和●年度	●,●●●,●●●円	令和●年●月●日

3 乙が所定の納入期限までに納付しない場合は、乙は納入期限の翌日から甲が収納した日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）に規定する法定利率による延滞金を支払わなければならない。

（権利義務の譲渡の禁止）

第9条 乙は、本契約により生じる権利及び義務について、第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

（本契約の有効期間満了及び更新）

第10条 乙は、本契約の更新を希望するときは、本契約の有効期間満了の4ヶ月前までにその旨を甲に通知するものとする。

2 前項に定める通知を甲が受領したときは、本契約の目的と同目的の新たな契約について、経済事情等諸般の事情を考慮し、甲乙で協議するものとする。

3 第1項に定める通知がない場合又は前項に定める協議が整わない場合には、本契約は本契約の有効期間の末日をもって終了する。

4 前項の規定に基づき本契約を終了する場合は、乙は、本契約の有効期間の末日までに、サイン等を撤去し、その費用は乙が負担し、原状に回復するものとする。

5 前項のサイン等の撤去及び原状回復を乙が行わないときは、甲がサイン等を撤去及び原状回復し、その費用の全額を乙に請求することを乙はあらかじめ承諾する。この場合において、乙は直ちにその費用を甲に支払わなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲及び乙は、本契約の相手方につき、次の各号いずれかの事実が生じた場合は、第4条第1項に定める本契約の有効期間中であっても、本契約を解除することができる。

(1) 指定の期日までにネーミングライツ料を納入しなかったとき。

(2) 乙が、公募時の応募資格を満たさなくなったとき。

(3) 法令違反等の不正行為、反社会的行為などによって乙の社会的又は経済的信用が著しく低下したとき。

(4) 本契約の締結及び履行に際し、不正の行為を行ったとき。

(5) 本契約に定める条項に違反したとき。

(6) 乙の都合によりネーミングライツ事業の継続が困難となり、乙より契約解除の申し出があったとき。

(7) その他甲が命名権付与の決定を取消し、又は契約の解除が必要であると合理的に認められるとき。

2 乙が前項第6号により、本契約を解除するときは、1ヶ月前までに、甲に申し入れるものとする。

3 第1項各号に定める契約解除が行われた場合のサイン等の撤去及び原状回復については、前条第4項及び第5項の規定を適用する。

(ネーミングライツ料の返還及び違約金)

- 第 12 条 前条第 1 項第 2 号から第 6 号までの規定により契約が解除された場合、甲は、乙が既に支払ったネーミングライツ料を返還しないものとする。
- 2 前条第 1 項第 7 号の規定により契約が解除された場合、ネーミングライツ料の返還について、甲と乙は協議を行うものとする。
- 3 前条第 1 項第 6 号の規定により契約が解除された場合、乙は甲に違約金を支払うものとし、違約金の額は、甲と乙が協議のうえ、決定するものとする。

(契約の変更)

- 第 13 条 甲及び乙は、本契約中に重大な事情の変化が生じた場合には、相手方に対して当該事情を通知のうえ、甲乙誠実に協議のうえ、契約内容を変更することができるものとする。
- 2 甲及び乙は、災害その他やむを得ない理由により、本契約の履行に支障があると判断した場合には、相手方と協議のうえ、契約内容を変更することができる。

(知的財産権)

- 第 14 条 乙が、本愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成 14 年法律第 122 号）第 2 条第 2 項に規定する権利をいう。）を取得した場合においては、乙は、甲がこれを対象施設等の使用又は甲の通常の事業に必要な範囲で、無償で使用することを認めるものとする。
- 2 前項に定める以外の知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙協議により別に定める。
- 3 本愛称が第三者の商標権、著作権、パブリシティ権、キャラクター権等の知的財産権を侵害する場合には、乙は、自己の責任と費用においてこれを解決しなければならない。
- 4 サイン等に基づき又はこれに関連して第三者との間で紛争が生じた場合には、乙の責任と費用においてこれを解決しなければならない。
- 5 前二項の規定にかかわらず、乙の責に帰すべき事由により甲が第三者に対し金員の支払いを余儀なくされたときは、乙は、甲に対し、これに要した金員その他甲が要した費用（弁護士費用を含む。）を直ちに支払うものとする。

(損害賠償)

- 第 15 条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に関して契約の内容に適合しないため相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

- 第 16 条 甲及び乙は、業務の実施に関し相手方から秘密である旨明示して開示された情報（以下「秘密情報」という。）をみだりに他者に漏らしてはならない。

2 前項の規定は、本契約の終了又は解除の後も5年間効力を有するものとする。

(疑義等に関する協議)

第17条 本契約の内容に関し、定めがない事項又は疑義が生じた場合には、甲乙の協議により誠意をもって解決するものとする。

(管轄裁判所)

第18条 本契約に関する訴えについては、熊本地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 熊本市中央区黒髪2丁目39番1号

国立大学法人熊本大学

契約責任者

施設部長

●●●●

乙